

## 健康づくり課 AED賃貸借契約 仕様書

1.	物 件 名	自動体外式除細動器(AED)		
2.	数 量	2台		
3.	参 考 機 種	日本光電	フィリップス	
		AED-3150	ハートスタートFRx+	
4.	同 等 品	上記、又は同等機種以上。 同等品で見積もる場合は、指定期日までに必ず「同等品承諾願書」にて担当課の承諾を得てください。		
5.	規 格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AED本体、付属品及び消耗品は新品であること。</li> <li>・AED、電極パッドとも医療器具として薬事法上の承認を得ていること。</li> <li>・日本語音声による操作手順をガイドする機能を有すること。</li> <li>・CPR(心肺蘇生法)の手順のコーチング機能がついていること。</li> <li>・全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が定める「耳マーク」の利用承諾を得た機種であること。</li> <li>・除細動電極パッドは成人と小児の兼用であること。</li> </ul>		
6.	付属品及び消耗品	本体1台に付属する装置等は次のとおりとする。 (1) バッテリー1個(待機間寿命が概ね4年以上のものとする) (2) 除細動電極パッド(成人・小児共通)2組 (3) キャリングケース1台 (4) レスキューセット1組(セット内容:ハサミ、カミソリ、手袋、フェースシールド、不織布) (5) 取扱説明書1部		
7.	保 守 条 件 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証期間はAED本体納入後7年とし、故障等が生じた場合は、担当技術員を派遣し、正常な状態に回復させること。</li> <li>・設置機器に保守担当者の連絡先を明示すること。</li> <li>・納入時に職員に対し、心肺蘇生の流れで機器の操作説明を行うこと。</li> <li>・「6.付属品及び消耗品」に記載した(1)及び(2)は、賃貸借期間内において各々使用期限毎に納入すること。また、賃貸借期間内にAEDを使用した場合には、(2)及び(4)を速やかに納入し、(1)については正常に使用できるよう必要に応じ納入すること。なお、これらの交換は、市が行うこととする。</li> <li>・保守に要する費用は全て契約に含むものとする。</li> </ul>		
8.	契 約 期 間	令和元年9月1日から令和8年8月31日まで(84ヶ月)		
9.	設置(納入)期限	令和元年8月31日まで		
10.	設置(納入)場所	松阪市健康づくり課 地域医療係(松阪市春日町一丁目19番地 健康センターはるる)		
11.	見 積 方 法	◎AED本体と付属品の借上げ及び保守料金(84ヶ月分) ・入札価格は、本体及び付属品の借上料と保守料金を含む1台当たりの単価を数量で乗じた総額(税抜)を入力すること。また、入札価格内訳書に1台当たりの単価を記入すること。 ・期限が切れた消耗品及び本体使用後の消耗品の納入に係る費用を含むこと。 ・盗難、破損、故障時の交換費を含むこと。		
12.	契 約 方 法	長期継続契約による		
13.	支 払 方 法	・「11.見積方法」に記載した入札価格内訳書1台分の金額に100分108を乗じて得た金額を84等分した金額を1台当たりの月額とし、毎月後払いとする。また、月額に端数が生じた場合は、契約開始月に支払う。 ・落札決定業者は、契約締結後、速やかに請求書明細を健康づくり課 地域医療係へ提出すること。		
14.	そ の 他	・この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。 ・高度管理医療機器等賃貸業の許可を有していること。【入札参加申請時に併せて高度管理医療機器等賃貸業許可証の写しを契約管理課調達係までFAXで送付すること。(FAX番号0598-22-3533)。なお、申請書提出期間中に到着しなければ、入札参加できない。】		
15.	備 考	・市内で開催するイベント等に貸出しをするため、第三者への貸出しとなる。		
16.	連絡先(担当課)	松阪市健康福祉部 健康づくり課 地域医療係 担当:田中 TEL:0598-23-1364		